


北海道行政書士會報

発行所
 札幌市大通西6丁目
 北海道行政書士会
 TEL ☎ 388.1
 振替口座小樽8224
 印刷所
 株式会社 正文舎印刷所
 札幌市菊水西町2丁目
 電話 ☎ 7151~3番

品
農地法許可
同
同
同
事
領
会
会
員

氷雪の門

望郷 日本最北端の国境の街「稚内」。はやい潮流がうずまき流れる宗谷海峡にはサガレシ風が吹き荒ぶが、この国境の街の浜辺にも、季節の訪れとともに美しいハマナスの花が咲く。赤のハマナスの花の彩る稚内の丘には、いまは遙か異国の鳥影となつた樺太を望み、眼下に海峡を見おろしながら、そそり立つように立っている「氷雪の門」がある。樺太の開拓に、建設に、血と汗と涙をそそぎながら、戦争のため悲しくもその地でかえらぬ人となつた元樺太同胞の霊を慰めるため、地元の人々が三十八年八月に建立した碑である。

高さ十メートル余り、門型二本の台座に蔽しい北国の風土を生き抜いた逞しさと、人類氷劫の平和をねがう女体ブロンズ像が無言の情感を秘めて立っている。彫刻家本郷新氏の作で、像の傍らの屏風様石は、終戦時真岡（ホルムスク）で軍命令に従い、通信機関を死守して悲しく散つた若い交換手（九人の乙女像）の記念碑である。

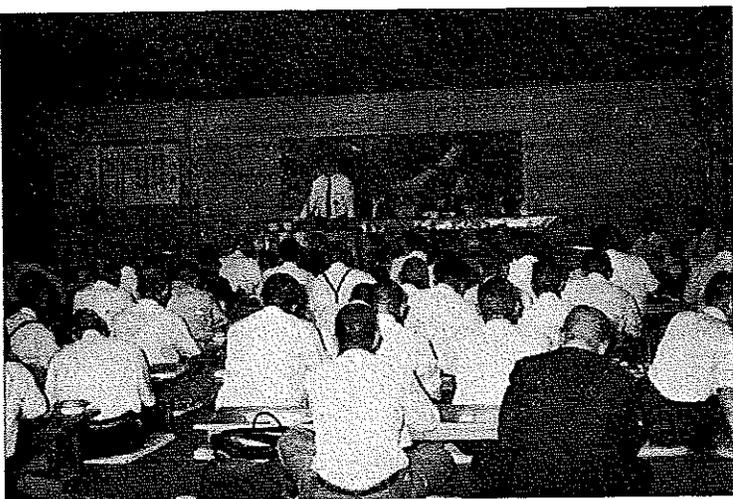


巻頭

日行連第五回定時総会に出席して

藤山利夫

む新体制について協議願いたい。
5、提出議案について、議案は参考資料として総会



《清丸会長の挨拶》

運営上提出したものである。
以上正の会に詳細説明、異議を呈する連合会運営を正常

去る七月十六日本会第五回常任理事会において、日行連第五回定時総会出席者(代議員)について選考の結果、連合会からは総会議案の送付もなく運営の現況から推察して、重要案件は考えられないことと総会の場が遠隔地である点から最少限度に出席と云うことで私が出席者と決定した。

七月二十三日正午、千歳空港を発ち途中羽田で高松行きに乗り替え午後四時半瀬戸内海を一望しながら高松空港に到着。高松港駅からは航路到着した連合会長や代議員十名と行合い、同道して急行電車の車窓から讃岐富士を眺め善通寺を経て、「こんびら船々」の俳謡で有名な金刀比羅宮鎮座の霊山『象頭山』の山麓参道筋琴平町に三百年の歴史をもつ旅館「さくら屋」が総会場とされており旅装をといた。
一、七月二十四日 総会当日午前十一時から理事会を開催し総会提出議案の審議に入る。

- 〔清丸連合会会長挨拶の要旨〕
- 1、役員について、清副会長が病弱のため辞任したため、藤野氏を後任とすることに諒承の上、承認願いたい。
 - 2、会の運営について、引継ぎした前々からの経理の決算が出来ないため充分なし得なかつた。
 - 3、特別拠出金について、未納会に諒解のため日時を要す。
 - 4、今後の会の在り方について、諸種の問題をかか

化せしむることの出来なかつた点から辞任したい旨を挨拶の結びに洩らした。
私には「連合会運営上の責任があるので辞任したい」との発言であつたと思われたのが「辞任申出」として一部理事の意見が、その真意を乱さず辞任として扱い、関連して大海副会長の辞表提出もあり、騒然たる中に表われたものは、現役員構成の主軸を失なつており、この状況の下では発展的連合会運営の望みなしと断定するよりほかない暗い淋しいものであつた。

会長と副会長(二名)のない総会に対処する善後策協議のため唯一名残つた伊藤副会長(福島)を議長として審議の結果次のような決議がなされた。

- 1、八支部長(代表者を含む)の協議によつて今後の運営を図る。
- 2、会則に基づき後任者の就任迄は辞任したと雖もその職務を行なう。

理事会はここで閉会とし、八支部代表として左記のとおり選出
北海道 藤山 近畿 加藤
東北 細川 中国 見藤
関東 千葉 四国 岡井
中部 佐野 九州 岡部
別室に於いて二時間に亘り、午後一時開会の定時総会と今後の連合会運営方法について慎重協議をした。
二、定刻を三十分遅れて午後一時三十分、日行連第五回定時総会は地元四国支部役員の司会によつて開会された。

伊藤副会長の開会の辞、清丸連合会会長の挨拶に次いで香川県知事代理から

行政書士は本質的に見て一つの曲り角にある、官公庁の事務簡素化と相俟つて、各種申請は複雑多岐に亘つており乍ら、臨行調の問題等もあり、時代の変遷にどのように対処し、新しい分野を切

開いて行くかにかかつている”と誠に意味深い祝辞を頂戴し心引き締るものがあつた。

四国四県の会長を議長団として総会の議事に入った。
議長(岡井 愛媛県会長)から

- 1、午前中開催の理事会において清丸連合会会長の辞意表明と大海副会長の辞任届を伝え
- 2、今後の連合会運営は八支部代表会議によつて執行されることに理事会決定が行なわれたので八支部代表会議の報告を求める。
- 加藤 近畿支部長(京都會会長)
- 二時間に亘る代表会議の協議経過を説明
- 1、八支部代表を八月中旬迄に確認し、連合会事務局へ報告
- 2、決算特別委員会は従来どおり存続し現在迄の経理について速やかに解決する。
- 3、本日以降は新規の記帳整理とする。
- 4、十一月末日迄八支部代表が再建のため責任をもつ。

東京代議員より連合会長辞任の再確認を要求し、清丸会長から辞意表明に至る詳細な説明があり、次いで伊藤副会長(福島県会長)
法改正で多額の出費をし未だその整理がなされず迷惑を掛けていることは認めるが、日行連の生い立ちから副会長として第一回総会は大坂で、第二回岐阜、第三回福島、第四回栃木、そして今回と五度の総会見て有意義な会は第一回目の大阪総会位なもの。大いに反省する必要があると思う。

私は総務部長でもあり、運営の責任上辞任届はしていないが、支部代表会議の決定を見た以上、その責任は終つたと考えるので将来に和氣満堂の会を期待し辞任する。

第二三号 会報 もくじ

氷雪の門(表紙)	
巻頭	2
日行連第五回定時総会に出席して	
特報	4
行政書士の登録について	
紙上講座	5
戸籍法について	
会務報告	7
会務日誌	
常任理事会	
実行委員会	
支部だより	9
業務研修会(空知・札幌)	
会員移動	10
入会・退会・変更	
掲示板	11
日行連支部長会	
紋章入り名刺あつせん	
行政書士登録	
行政書士試験	
切抜き帖	11
契約金の変更と印紙税	
労災保険	



日本行政書士会連合会第五回定時総会記念

大海副会長(大阪府会長)
私は性格的に相違があり、補佐として責任を感じ
辞表を提出したもので心境は伊藤副会長と同じであ
る。

以上のように三役は態度を表明したので、役員改選
を本総会に於いて行なうべしとの意見も二、三あつた
が取上げられず、その他今後の運営について種々発言
があり、支部代表会議の責任で運営され機を見て役員
選出となること確認された。

次回定時総会の会場は支部長会に一任と決定。
午後四時閉会。
総会終了後一路掃札した。

《雑感》

今回の定時総会はいかにも予想して出席し
たのだが、余りにも淋しい姿ではないだろうか。会
の役員は自己の仕事に投げ出して会務のため寝食を忘
れて努力してきたであろう。総会に提出したあの議
案の一頁の審議もしいで……

総会の構成員は単会の会長と代議員である。少なく
とも全国会議に出席する者は、役員は苦勞位は皆知つ
ている筈、吾々の業種は今こそ社会的に生死の岐路に
ある時、単会は地域に順応した体制を整え、支部はよ
り強い団結力を持ち、連合会は指導性をもって諸問題
の解明に当り、組織の力を発揚して社会の用役に努め
真価を発揮すべきときであろうと痛感しているもので
ある。

連合会運営がかく窮地に陥ち入つたのも、その原因
は経理の問題にある。幸いわが北海道行政書士会は会
員各位の多大な協力によつて連合会費、負担金等は
一切完納をしており、義務を果して、その権利を主張
する立場にあることは誠に喜ばしい限りである。

昭和三十五年法改正に伴い、強制加入制度となり連
合会が出来てから既に五九年を経過し、「未だ会の組

紙上講座

戸籍法について

旭川市役所市民課
沢田 田 孝

一、はじめに

昨年11月22日、旭川市労働会館で開催されました貴
会旭川支部の研修会に招かれ、拙いお話を申し上げま
した、当日出席されました方々の要望に応え、その時
お話ししたことを中心にして、法的根拠に基づいて
と申すよりは寧ろ私達が毎日取扱つて居ります上に、
先ず覚えて居なければならぬことを主体に書いて見
たいと思ひます。何等かのご参考になれば甚だ幸に存
じます。

二、戸籍制度の沿革

我が国では昔から、時の権力者が、税金をとつたり
農地を割当てたりするために、戸籍のようなものを作
つて居りましたが、現在のような制度が出来たのは明
治4年の所謂王申戸籍であつた。その後明治19年、次
いで同31年、大正3年と大改正がなされて来た。これ
までの戸籍は、家を中心とした戸籍であり、戸主とい
う者がいて、家と家族について権力を握つていたが、
終戦後は新憲法に基づいて、家の制度は全く廃止さ
れ、人間平等、男女同権を基礎にした現在の戸籍法
が、昭和23年1月1日から施行されたのであります。

三、新戸籍について

ご承知のように現在の憲法は、人間の権利平等の原
則が基礎になつて居るので、戸籍の一番前に書かれて
いる者も、一番後に書かれて居る者も、戸籍の中で占
めて居る場所によつて何の特権もない。一番前に書か
れて居る者を筆頭者といひ、本籍と併せて戸籍の表示

織を持たない県があり、また滞納を続けている単会も
相当数ある」のでは対外的に何が出来るであろうか。
連合会は当面の問題としてこれ等の解決が急務であ
る。八支部代表によつて運営されるなど変則的なもの
で積極的な仕事は到底望み得ないことは明らかであり
今後三カ月位の間に何が期待出来るであろう。
この事態を提起した日行連役員の見解を望み、一日
も早く正常な姿で運営の出来るように進歩的に明るく
和やかな連合会に復帰してほしいものである。

特報

行政書士登録について

北海道総務部長通達

近年登録しながら行政書士会に入会しない者が増加
の傾向にあるので、道では昨年8月、未入会者の実態
調査とその指導について、各支庁へ依頼されたりした
が、その結果の処理と更に未入会者の発生防止等につ
いて、去る8月4日各支庁へ、道総務部長より通達が
次の通りありました。

行政書士の登録について

地第一〇〇八号昭和四十年八月四日

各支長殿

北海道総務部長

このことについて昭和三十九年八月十日付三九地方
第一一七〇号をもつてお願いしましたがその結果につ
いては下記により処理して下さい。

なお今後行政書士法目的からも行政書士会未入会
者の発生を防止するため登録受理に際しては

一、ただちに業務を行なう意志がなく単に登録のみ
をしておきたいものではないこと

といつて、その戸籍を表明するに用いられて居る。昔
の家から解放された、平等権利を有する個人の戸籍で
あるから、一人が一個の戸籍を持つべきであるかも知
れないが、一億近い日本人一人々々が、各々自分の戸
籍(戸籍というよりは人籍といつた方がよいかも知れ
ない)を持つとすれば、市町村役場で、探したり整理
したりするのに大変ですので、便宜上、夫婦とその氏
を同じくする子をまとめて一つの戸籍に整理して記載
されて居るに過ぎません。

四、戸籍の消滅について

昭和23年1月1日現在の戸籍法が施行される以前の
戸籍には、必ず戸主が居り、その戸主が死亡その他
で居なくなると、法定の順序に従つて家督を相続して
戸主となり、戸籍が新たに作り換えられて来た。現在
の戸籍は、次のように甲乙の婚姻によつて出来た戸籍
に、氏を同じくする子や養子が増えられ、筆頭者が死
亡しても、その戸籍の中の者が全部居なくなつた時に
初めてその戸籍全部が消滅されて除籍簿に編綴され80
年保存されます。

Table with 2 columns: 甲 (特異性) and 乙 (普通性). It lists various scenarios of household registration changes and cancellations, such as death, divorce, and remarriage, with corresponding dates and legal references.

右記戸籍の場合、昭和39年12月1日、長男丙が除籍
されて、この戸籍が消滅される。

五、戸籍の役割

昔、戸籍のようなものを作つた目的は、租税の徴収
や神社や寺が信徒やだん家を確保するためであつた。
世の進歩、国の施政の充実につれて改革され、現在の
戸籍は、我々自然人が社会生活をして行く上に無くて

一、業務を行なうには行政書士会に入会しなければ
ならないこと
三、行政書士法の規定に違反すれば登録取消等の処
分を受けること
などを十分に徹底しよう指導して下さい。

記

一、文書の返送されたものについて
ア 住所地市町村あるいは本籍市町村に照会し移転
先又は生死を確認すること
イ 死亡の確認されたものは行政書士法施行規則第
十三条第二項の規定に基づき家族から死亡届を提
出させ登録をまつ消すること
ウ 移転先が確認されたものについては移転先に行政
書士会に入会するよう勧告すると共に住所変更
届等行政書士法に規定された報告を行なうよう指
導すること

なお、道外に移転している場合は移転先氏名本
籍等を報告すること
二、文書が到達しているのに何ら回答のないものにつ
いては立入検査等により指導すること
なお、立入検査予定並びに対象者氏名住所をあ
らかじめ報告すること

三、移転先不明のもの並びに行政書士会に入会しない
で業務を行なつて居るものに対しては行政書士法第
十四条第一項に規定する処分を行なう予定であるか
ら該当者について登録番号、氏名、住所、事務所所
在地及びその他証拠となる関係書類を添えて報告す
ること。
四、これらのことはおおむね九月中旬に処理され、その
結果について報告願ひたい。

はならないものになつて居る。その結果として戸籍は
簡潔に言へば、人の身分関係を登録公証することであ
る。勿論身分関係というのは、名譽職であるとか、貧
富の状態、犯罪関係等とは全然関係がなく、親子関
係、親族関係等をいうのであるが、このことが証明さ
れることによつて、財産上の相続権や、負債返済の義
務、扶養の義務、親権等が立証される。又日本人であ
るといふ証明にも使われる。最近、官庁、会社等で、
人を雇う際住民票を提出させて居るが、この住民票の
基礎になつて居るのは戸籍である。住民票の氏名、生
年月日等は誤りが生じた場合総べて戸籍によつて訂正
され、その正確度が維持されるようになって居る。

六、本籍について

旧法戸籍と新法戸籍の考え方の相違について、もう
少し書いて見ましよう。

本籍とは、戸籍の所在場所以外に、現実生活して
居る場所即ち住所をも指していた。それが法律上の家
の所在地と解されるようになりましたが、家の制度の
廃止、住居移転の自由、職業選択の自由、文化産業の
発達に伴つて、人口の移動が頻繁になり、本籍を離れ
て実生活を営む者が多くなり、本籍と住所とは別々な
ものになつてしまひ、現在では只個人の戸籍の在り場
所と解されている。

七、氏について

前にも屢々述べました氏についてであるが、民法に
も氏とは何かという明記が全くなく、学者の説もまち
まちであります。然し、戸籍は夫婦と氏を同じくする
子をもつてこれを編製するというように、戸籍法の中
に氏という言葉が沢山出て来ます。私達は先例によつ
て氏が同じであるとか違つて居るとかと解釈して居り
ます。

氏は原則として、出生によつて原始的に決定する
(若干の例外がある)。そして、その後各人の身分行為

(養子縁組、離縁、婚姻、離婚等)によつて変動を生ずる。民法の示しているところに従いますと

父甲 母乙 A、甲乙とB、甲乙とC、甲乙とDの氏は同じである。これは親子であるから当然であると考えられる。然るにAとB、AとCと、いうようにこの兄弟間の氏は違うというのである。どうしてこの兄弟間の氏が違うのかと尋ねられても、そのように定められているからと答える外ない。数学に於ても、亦一般社会に於ても、物事を比較し同じであるという場合、三段論法という説明法があるが、この氏の説明にだけはそれが通じないのであります。この氏については、事件別説明のところで度々出て来ますのでその際補足説明します。

八、戸籍の公開について 現在の戸籍法は公開主義である。つまり誰の戸籍又は除籍でも見ることが出来るし、謄抄本、記載事項証明も貰うことが出来る。(勿論手数料は納めなければならぬ)私達が実務事務を取扱つて居ると、自分の戸籍謄抄本は「本人以外の者には請求があつても出さないように」とか、又は「他人に見せないように」とか申し出が案外多いが、このような要求に応ずることは出来ません。そのために、出生の場所や死亡の場所は、その記載によつてその人の生活程度、自殺、その他親族の者が不利になるような記載をしてはならないことになつて居ります。例えば出生の場所に炭礦長屋、刑務所等、死亡の場所に〇〇川原、〇〇線路上等書かないことになつて居ります。以前に書いてあつたものでも改製、再製、転写等によつて新しく複製する時

ならない。ここで受理と交付について少しく説明を加えます。 受理とは、市町村長が与えられた形式的審査権によつて、その届書が適法なものか否か、届出の条件が具備されているか否かを審査して決定し、交付を認容する行政処分をいいます。これをもう少し具体的にいいますと、窓口で係員が届書を受取る行為が交付であります。それから市町村長が保管する戸籍や添付されている謄抄本と照合し、且つ法律上の要件を具備しているかどうか(例えば婚姻の場合、男18才以上、女16才以上即ち適齢に達していること、近親でないこと等法律上の禁止事項に該当するところがないか)を調査する。そして待つて居る届出人に「宜しい」と告げる。これが受理である。

非常に難しい戸籍訂正のような場合、先例を調べたり、それでもなお疑問がある場合は法務局に電話で照合したりして、その上で受理するか否かを決めることがある。その時間は、審査のための時間であるから、その結果不受理を決定して返戻せねばならないことになつても、それは市町村に落度があつた訳ではない。 しかし審査のために日時を費した届書も、又学齢に達した後の出生届や死後長年月を経たために正規の死亡診断書を得られない場合の死亡届のように、法務局に受否伺をした届書も、受理の日は最初に届書を受取つた日になります。

執行時間外の受付の場合は、日宿直員が受付して、翌日或は翌々日の執行時間になつて、戸籍の係員が審査し受理することになる。 十二、証明について 前に謄抄本のことについて述べましたが、これと関連して証明のことについて説明します。 市町村長は届書の形式的審査権しかないということから、戸籍より類推する説明は発行することが出来な

それに比べて届書は公開しません。利害関係者の要求等特別の場合以外は閲覧させたり謄抄本を交付したりしません。この利害関係者の要求の中には、保険会社が保険金支払いの資料にするためというようなものは含まれていません。 九、戸籍法について 戸籍法について少しかり説明しましょう。現在の戸籍は二重保管制になつて居ります。即ち市町村にあるのが正本、法務局又は地方法務局及びその支局(以下単に法務局という)に保管してあるのが副本です。この副本は、正本が火災等によつて滅失した場合の再製資料に役立てるためです。

もう少し詳しく説明しますと、市町村は ① 新たに戸籍を編成したとき ② 戸籍編成の日から25年経過したとき ③ 戸籍の全部を削除したとき に、正本を作つて戸籍簿に編綴して保管する。外にも同じものをもう一通作つて法務局へ送る。その後市町村役場で、この戸籍簿について種々の届出があつたときは、その届出に基づいて戸籍の記載を整理する。例えば出生届があつた場合にはその子を記載し、死亡、婚姻の届出があつたときにはその者を削除する等。 ところが法務局では、市町村から送付を受けた戸籍副本を整理保管して居るだけで、別段記載はせず、又市町村から送付されて来た届書も整理保管してある。

万が一市町村保管の正本が滅失した場合は、法務局にある副本を、そのまま持つて来たり写して来たりしただけで正本が出来るのではなく、副本にその後の届書を記載整理して初めて再成出来ることになりま。 長い年月が経過するに随つて、戸籍の記載も多くなり、編成時に法務局へ出した副本と違つて来る。一方では副本に記載してない届書も増えて来るので、25年

い。例えば 夫甲、妻乙の間に長男丙が出生した。これは出生届によつて戸籍に記載されているが、この記載を基礎にして、年月日に乙が出生したこと証明を要求されても出すことは出来ない。市町村長は、乙が出生したのを調査して書いたのではなく、届出人の届出によつて登録したに過ぎないからである。従つてその登録即ち戸籍に記載してあることの証明しか出すことが出来ないことになる。これが謄抄本記載事項証明であります。 又登録等で、郡村番地何々戸籍に誰々の記載のない旨の証明、又は誰々の身分事項欄に婚姻の記載のない旨の証明等を求められることがあるが、これは戸籍証明として出すことが出来ることになつて居りますが、郡村番地に何某の戸籍又は除籍のない旨の証明は、戸籍証明としては出すことが出来ず行政証明として出すことになつて居ります。

戸籍証明手数料は40円で全国同一ですが、行政証明手数料は市町村によつて違うことがあります。 終りに 時間的に制約されましたので、充分なこと書くことが出来ませんでした。大体以上のようなことを知つておいて頂いて、次回から種類別の説明に入り、一般的なことで脱漏していたことも、その都度説明を加えていくことにいたしました。 会務報告

7.5 研修会講師の嘱託について 渡辺、藤山正副会長は札幌支部の要請により、同支部業務研修会の講師嘱託のため、本

る。従つてその副本には、25年経過以前の届書が全部記載されてるので、前の副本も届書も不要になるので廃棄出来ることになる。このため届書の保存期間は27年と定められている。届書はこの外にも、届書の記載と戸籍の記載と書き違つて居るのを確認して訂正するような場合の資料にも使われます。この二重保管制は、滅失のときに再成するための資料とする外に、戸籍記載の正確性を維持するための役割も果たしている。 十、戸籍の届出 戸籍の届出は難かしい法律語でいうと、戸籍事務管掌者である市町村長に対し、行政上の処置を要求する公法行為である。

戸籍届書の提出があつたとき市町村長は、その届書が法律上適法かどうかを審査しなければならない。即ち市町村長が、保管している戸籍除籍と照合し、又その届出に當つて記載すべき事項が全部適法に書かれているか否かを審査して、要件が具備して居れば受理し、又受理せねばならない。 市町村長に与えられているのは形式的審査権である。従つて甲乙間の子を丙丁の子であるようにして届出たとしても、出生証明書がそのようになつて居り、書くべきことが正しく書いてあれば黙つて受理せねばならないのであつて、この子は確かに丙丁の子であるかというように実質的に立入つて審査する権限はない。然し、人口動態統計調査上からは、例えば55才の女が出生したとか、婚姻の場合の年令の差が甚だしいときは、事実か否かを確かめなければならぬ。 届書は受理した時に効力が発生する。従つてまだ戸籍記載以前でも、その届書を戻したり訂正させたりすることは出来ない。届出には本人が必ず出頭しなくとも、郵便又は使者によつてもよい。

十一、受理と交付について 日(雨天)午後、労働基準監督署、四社会保険事務所、職業安定所等へ出向 会報印刷について 会報22号原稿の整理終了、印刷注文 7.10 日行連総会通知について 日本行政書士会連合会第五回定時総会の召集の葉書の通知受領 7.11 空知支部支部業務研修会応援について 渡辺、藤山正副会長は、空知支部研修会応援のため、本日早朝、岩見沢へ出張 7.13 入会手続きについて 河内(旭川)と山藤(静内)の両氏へ行政書士登録及び入会手続きについて回答 7.13 常任理事会召集について 日行連総会出席者選定、その他について協議するため、第五回常任理事会召集通知発送 7.14 記念式典実行委員会委員候補決定 7.15 常任理事会議案其の他準備完了 7.16 第五回常任理事会(会務事務所) 午後6時より会長以下7名出席して、日行連第五回定時総会出席の件、記念式典準備の件、その他案件について協議決定 7.16 会報22号校正刷りの校正済み 7.19 日行連総会出席者氏名を報告 7.20 実行委員会会場決定 右について8月5日午後1時より、札幌産業会館二階中広間と決定 7.21 実行委員会召集通知発送 記念行事スケジュール、その他について協議するため、第一回委員会召集 7.23 藤山副会長出張 第五回日行連定時総会出席のため、本朝香川県琴平町へ出張(日空便)26日夕帰札

7.5 研修会講師の嘱託について 渡辺、藤山正副会長は札幌支部の要請により、同支部業務研修会の講師嘱託のため、本

- 7・30 会報22号発送完了
- 7・31 会員移動通知発送
- 8・2 暑中見舞状の発送完了
- 8・5 第一回実行委員会(産業会館)
 - 午後1時より渡辺会長外委員15名出席記念行事のスケジュールの件、表彰規定承認の件、その他被表彰者選考等について協議した
- 8・16 日行連支部長召集通知
 - 右通知受領し、欠席報告
- 8・16 東社会保険事務所長会長と懇談
 - 札幌東社会保険事務所長横山俊次郎殿来所本会との連絡緊密化について会長と懇談せられた
- 8・17 会員名簿送付
 - 釧路支庁坂上地方係殿の要請により、会員名簿を送付
- 8・17 宅建相談所開所について
 - 右について本会代表者の出席を推進するため、渡辺、藤山、森口の三者会談
- 8・19 違反容疑者取調べ依頼
 - SN氏の行政書士法違反容疑について会員よりの通報に基づきM警察署長へ依頼す
- 7・19 行政書士業務の法人企業並びに疑わしい表札の名称等について、文書をもつて知事の教示を求む
- 8・27 記念品の選定
 - 右について渡辺、藤山両役員、本夕、直接店頭に向き感謝、表彰、一般の三種について選定した。事務局長同道
- 8・28 行政書士業務違反防止について
 - 右について、本日午後、渡辺、佐藤、藤山の正副会長、道庁へ出頭し、建築部長へ文書及び口頭で陳情した。近時、不動産業者関係に

連反者が増加の傾向にあるので、特に建築部長に之が指導監督を要望すると共に、道内の宅地建物取引業者には文書を以て自粛するよう強く警告を發した

なお、総務部長、農地開拓部長へも文書を以て請願した

8・28 部長会議(会事務所)

- 渡辺会長以下各部長出席し、午後1時より、個人表彰並びに支部表彰該当者の選考に着手した。難航に難航を重ね午後9時頃漸く終了した。暑気のため一同は汗ビシンの体であつた。

8・30 被表彰者の選考について

- 右について昨夜選考した候補者及び其の他会員の表彰適不適格者について各支部長の内申を求むるため速達便で照会

8・31 会員移動通知

第五回常任理事会

昭和40年7月16日午後6時より、会の事務所に於て渡辺会長、佐藤・藤山副会長、森口・森平・成沢・有馬の各理事、山本監事等8名出席。

定時開会、議事終了したのは11時近かつた。

議事

- 1日行連第五回定時総会出席について
 - 七月二十四日午後一時より四国の香川県琴平町で第五回定時総会開催の通知があつたこと。
 - 連合会の運営については一部に執行部を糾弾する声があり、また他の一部には、運営阻害の根元は会則並に組織そのものに罪があると見て、連合会機構の根本的改革を訴える等、今次の総会は相当の紛糾

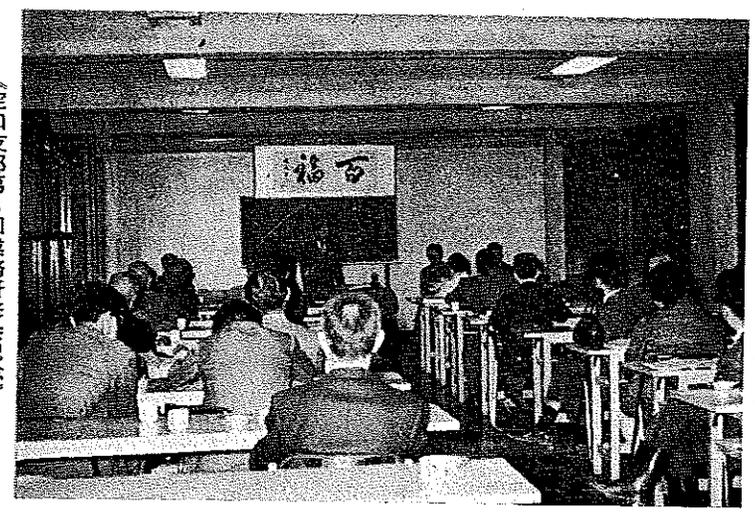
記念式典実行委員会

昭和40年8月5日午後1時より、札幌市産業会館二階中広間に於て、第一回の実行委員会を開催した。

出席者左記16名。

渡辺会長、佐藤・藤山・岸川副会長、森口・森平・有馬(札幌)、細井(小樽)、今村・山木(空知)、荒(旭川)、藤井(網走)、石本(日高)、喜多・佐々木(十勝)

- 議事
- 全委員の要望で森口委員を議長として座談的に議事が進められた。
- 1、記念行事のスケジュールについて
 - 各委員の意見を徴した結果
 - ①時期は10月中旬が適当であること
 - ②場所は札幌市、全委員の参加を目処として会場を選定すること
 - ③午前は大会とし、式典は午後に行なうこと
 - 以上の外大会宣言決議のこと、招待来賓の範囲等についても大抵意見の一致を見たが一切の決定は執行部一任となつた。
 - 2、表彰規定について
 - 表彰規定は原案(会報22号8頁記載)を承認決定
 - 3、被表彰者の選考について
 - 表彰規定の適用について次のように意見が一致した。
 - ①会費の滞納者は表彰の対象外とすること
 - ②役員4年以上の在職者と、強制会創設の年の入会者で以来会費完納者を個人表彰の対象とすること
 - 4、実行予算について
 - 予備費を充てることになつてはいるが、それだけでは不足の場合他費目より捻出することとし、執行部に一任
 - 5、その他
 - スケジュールその他執行部に於て決定後、もう一回委員会を召集すること
 - 次回の委員会は札幌周辺の委員に一任すること。
- 最後に
 - 日行連第五回定時総会の状況について、藤山副会長より報告があつて散会した。



《空知支部第三回業務研修会記念》

支部だより

業務研修会

○空知支部

昭和40年7月11日午前9時より、岩見沢市民会館二階大広間に於て、左記六講師を迎え、防犯・農地法・戸籍の三課目について研修会を開催した。受講者凡そ40名。

防犯 岩見沢警察署防犯課 宮田 課長
小林 係長

が予想されるも、議案の連絡がないので、執行部の意図が不明であること。

以上の報告があつて、出席の可否について相当の時間をかけて討議した結果、出席者を一名とし、全員一致、藤山副会長に出席を要請しその承諾を得た。

次いで代議員を次の通り選定した。

佐藤幸之助、森口松太郎、森平国武
成沢梅次郎、有馬範治、山木 松

- 2 記念式典の準備について
 - 先づ表彰規定について要綱並に参考資料が示され、各員の意見をつき合はせて、表彰規定の原案をまとめた。
 - 次に記念行事や予算等について話し合った結果、早急に実行委員会を開き準備に着手することとなつた。
- 3 会費免除承認について
 - 日高支部会員日・T氏の申請について検討し承認に決定。
- 4 長期滞納者の処置について
 - 本年4月に催告状を發送した滞納者のうち、未処理5名について、その後の経過報告があり、処分止むなしと決定した。

農地法 空知支庁農政課 中井 係長
同 佐藤 係官
同 建築課 高間 係長

戸籍 札幌法務局岩見沢支局 田中 支局長

1、講師紹介

- 今村支部長、開講の挨拶をされ、講師を紹介して講義に入る。

- 2、防犯関係
 - (1) 鉄砲刀剣類所持許可申請
 - (2) 鉄砲刀剣類所持許可証再交付申請(同書換申請)
 - (3) 風俗営業許可申請
 - (4) 古物商営業(古物行商)許可申請
 - (5) 金属くず商許可申請(金属くず行商届)
 - (6) その他古物商の諸申請
- 3、農地法関係
 - (1) 農地法の概要について
 - (2) 農地法諸申請について
 - (3) 農地転用に伴う用途地域及び道路(私道)について
- 4、記念撮影、昼食
- 5 戸籍関係
 - (1) 掃化許可申請
 - (2) 同添付書類

以上各項に亘り、講義・質疑応答に講師・受講者共に近來稀に見る熱のこもつた研修会であつた。

本部よりは渡辺会長と藤山副会長、旭川支部より荒支部長が参観した。

札幌支部

昭和40年7月24日午後1時より、札幌市役所鉄西区出張所集会所に於て、左記三講師を迎え、労働関係、社会保険関係、失業保険関係等主として労働行政に関する実務の研修会を開催した。受講者四十一名。

札幌労働基準監督署監督官 後藤 昭
 “ 西社会保険事務所長 伊藤 辰郎
 “ 公共職業安定所係長 長 南 勇司
 行政書士業務範囲は頗る広汎なので、先づ手近なところから、という役員会の決定に基づいて今回の研修会開催となつたのであるが、三講師の懇切丁寧な講義により、労働行政関係の業務の認識を深め、盛会裡に午後五時半終了した。

会員移動

◆新入会者

- 札幌支部 福田 芳利 札幌市月寒
- “ 滝下 清重 江別市元野幌
- “ 曾根 義 札幌市川沿町
- “ 永松 武 札幌市北21東20
- “ 牧野 康尾 札幌市定山溪
- “ 松浦 盛次 石狩町字親給町
- 函館支部 亀井 幸二 亀田町字港町
- 小樽支部 安部 六郎 岩内町字高台
- 空知支部 田中 徳次 深川市蓬来町
- 旭川支部 峰江 英男 富良野町幸町
- 宗谷支部 木保 一男 利尻町仙法志
- 十勝支部 平須賀 常満 帯広市西5南19
- “ 鈴木 一雄 幕別町字札内

◆退会者

- 死亡 佐々木 義雄 (札幌支部) 7月23日事故
- “ 花輪 一 (札幌支部) 8月23日確認
- “ 工藤 長藏 (留萌支部) 8月16日病死

北海道は全国でもトップクラスです。自然条件のきびしさに加え、夏場に未熟な労働者が建設現場に集中、短教間に不なれな仕事をすること、北海道の特殊事情が原因と思われる。万全の保安対策と注意が事業主にも労働者にも望まれますが、労災保険の制度についておしらせしましょう。

五人以上なら適用

労災保険は従業員五人以上の事業場に適用され、職種によつて強制加入と任意加入のところがあります。保険法が改正され二年後には一人でも適用されるはず。現在でも、特例で建築業の一人親方などには適用されており、また商店などは組合や商工会議所を通じて団体加入ができます。

交通事故が多くなつた今日、車を持つた商店は積極的に加入するよう道労働基局では勧められています。加入手続きは道内十六の労働基準監督署で扱っており、ごく簡単です。

支払い悪い事業主

ところが実際には、こうした事業主は無知だつたり、操業が苦しいなどの理由でなかなか支払わず、結局、被災者が泣き寝入りということが多々あります。そこでことし八月にはこの給付制限をなくし、被災者には保険金を給付、保険料はあとから追加徴収するよう制限が変わることになっています。これでケガをし

休業 矢沢 佐一 (札幌支部) 6月より病氣休業
 離道 赤松 僊二 (札幌支部) 東京都へ転
 “ 鈴木 武 (空知支部) 千葉県へ転
◆事務所変更
 百瀬 貞明 札幌市北14西2の1 (7月20日)
 古山 和夫 函館市堀川町50の5 (8月2日)

掲示板

- 日行連第一回支部長会議
 昭和40年9月4日午後2時、東京都葛飾区川千家に於て、八支部長合議制の運営機構を立案するため。
- 紋章 (打出し) 入り名刺
 行政書士会の紋章 (打出し) 入り名刺、ご希望の方に次の価額であつてせんじます。
 一組 (二〇〇枚) 二〇〇円
 (郵送の場合は外に送料四〇円)

○行政書士登録者

- 石狩支庁 計良武雄、松尾喜一、望月金作、栗田八十八、土井清次、横山竹次郎、一林一郎
- 山崎右義、佐吉千代明、佐藤 武、福田芳利、上原信義、山崎福伊、永松 武、藤原 聖、西山秀市、加藤秀彦、西山豊
- 五十嵐昇一、三田友治、五十嵐正明、杉本常治
- 渡島支庁 亀井幸二
- 後志支庁 藤井英一、平沢静江
- 空知支庁 川原政一
- 七尾支庁 川原政一、藤井英一、河内辰雄

休業中の賃金も

では、労災保険に加入していると、万一の場合どんな補償があるのでしょうか。

- ①療養の給付 労災保険指定病院 (全道で七百余) で無料療養できる。
- ②休業補償 療養のため七日以上休み、その間賃金がもらえない場合には平均月収の六割を支給。
- ③長期給付 三年以上の療養になると、入院の場合、医療費が無償になるほか、平均日給二百日分の年金、自宅療養の人に年間二百四十日分を支給。
- ④障害補償 後遺症がある人には障害の程度によつて一時、年金を支給。
- ⑤遺族補償 死亡した場合は千日分の平均日給と同六十日分の葬祭料これらのほか障害者には温泉療養や職業訓練の機会を与えられるなど福祉面での援護もあります。

業務上の場合に限る

以上の補償は、ケガや病気が「業務上」の事故と認められた場合に限るわけで、申請書と医師の証明を監督署に提出、監督署長が判定することになっています。保険金目当てに故意にやつた場合を除けばケガは「労災」と認めやすいが、病氣となると「業務上」を立証するのはなかなかむずかしく、そのため申請が認められないこともあります。しかし心臓マヒ、脳出血、キックラセンキなども「労災」になつた例もあり、道労働基局の保険審査官に不服の申し立てをすれば再度審査してもらうことができます。

(四〇・六・二〇読売)

留萌支庁 須郷賢一郎
 日高支庁 山藤 巖
 十勝支庁 米森順治、平須賀常満
 釧路支庁 浜田和一、佐藤定雄
 根室支庁 小林昭治
◆行政書士試験
 一、試験の期日 昭和40年10月15日
 二、試験の場所
 道立自治講習所 札幌市北条西丁目
 上川支庁 旭川市六条通り10丁目
 釧路支庁 釧路市浦見町2丁目
 三、受験願書の受付期間
 昭和40年8月15日から9月14日まで
 四、受験願書及び受験資格認定申請書の提出先
 受験願書 北海道総務部地方課
 (札幌市北3西6)
 受験資格認定申請書
 もよりの支庁地方部総務課

切抜き帖

- 五、試験科目
 (1)筆記試験 (憲法、法学通論、戸籍法、行政書士関係法令、一般常識、作文)
 (2)口頭試験
- 六、受験資格認定申請書及び受験願書の提出手続その他不明の事はもよりの支庁地方係又は支部長へ問合せること。

労災保険

昨年度中に労働災害でケガや病氣になつた人の数は全道で実に七万七千八百八十五人、労災の多いことで

契約金の変更と印紙税

最近の目ざましい物価の上昇ぶりには、頭を悩ます人も多いようであるが、このような経済情勢の移り変わりの影響や、そのほかのいろいろな事情によつて、請け負い契約などにおいては、たまたま後日になつて、当初の契約金額を変更しなければならぬ事態が生ずる場合がある。

このように、契約金額を変更することは、民法上の更改にあたるという見かたから、契約金額を変更する追加契約書は、あらたな契約の成立を証明する証書として取り扱われている。

このために、請け負い契約や不動産の売買契約などの、契約金額の変更契約書は記載金高に応じて納める印紙税が違ってくるので、その記載金高をどのように見ることが大きな問題となってくる。

これについて、印紙税法の基本通達では、つぎのように取り扱うこととされている。

- ◇ 変更後の契約金額が記載されている場合…変更後の契約金額が記載金高となる。
- 【例の1】 当初契約金額五百万円を変更して、五百五十万円とする」と記載した場合…五百五十万円
- 【例の2】 当初契約金額を変更して五百五十万円とする」と記載した場合…五百五十万円
- ◇ 当初の契約金額と、増減する契約金額との双方が記載されていて、変更後の契約金額が算出できる場合…算出される変更後の契約金額が記載金高となる。
- 【例の3】 当初契約金額五百万円を変更して五百五十万円増額する」と記載した場合…五百五十万円。

【例の4】当初契約金額五百万円を変更して五十万円減額する」と記載した場合……四百五十万円。

◇ 増加する契約金額だけが記載されている場合……増額する契約金額が記載金高となる。

【例の5】当初契約金額を変更して五十万円増額する」と記載した場合……五十万円。

◇ 減額する契約金額だけが記載されている場合……記載金高がない証書として取り扱われる。

【例の6】当初契約金額を変更して五十万円減額する」と記載した場合……記載金高なし。

◇ 契約の総金額には増減がなく、その内訳金額だけを変更する場合……その変更契約書に記載された内訳金額の合計額が、記載金高となる。

【例の7】当初契約金額のうち、Aの二十万円を三十万円とし、Bの三十万円を二十万円にそれぞれ変更する」と記載した場合……五十万円
 このようにして見ると、たとえば同じく『当初の契約金額五百万円を、さらに五十万円増額する場合』においても、変更契約書の文面を「例の1」「例の2」または「例の3」のように記載したときの印紙税は二千円となるが「例の5」のように記載すると二百円ですむことになり、また、逆に契約金額を減額する場合に「例の4」のように記載すると、印紙税は千円となるが「例6」のように記載したときには、わずか二十円ですむことになる。

なお、参考までに請け負い契約書、不動産の売買契約書および消費貸借契約書(借用証書)の印紙税の税率を掲げると、つぎのとおりとなっている。

- 同 記載金高三万円以下のもの——二十円。
- 同 十万円以下のもの——六十円。
- 同 五十万円以下のもの——二百円。

- 同 五百万円以下のもの——千円。
- 同 一千万円以下のもの——二千円。
- 同 五千万円以下のもの——五千円。
- 同 五千万円をこえるもの——一万円。

記載金高のないもの——二十円。

(札幌国税局間税務消費税課)
(四〇・八・二二道新)

虫

盆踊りが終わって、八月も下旬になると、暑さも下火になる。北海道では、晩夏ということばから残暑のイメージはこない。八月下旬は初秋である。

夕飯をおえて一服していると、ひんやりとして窓の下から虫の声がしてきた。コオロギは「肩させすさせ」と鳴いて、秋の準備をさせる。つまり針さして着物のつくるいをはじめなさいと鳴くわけだ。キリギリスは「ギツチョン チョン」と鳴く。

『もう虫の声が……』と秋の思ひになつて、確実に歩んでくる秋の足あとに、いまさらのように感動した。秋と虫は大昔から語られてきたので、あまりにもつき過ぎていと思うが、どんな時代になつても虫はやはりいい。

夏にホタルをみながつた。ことばかりでなく、もう数年もホタルをみない。ホタルがいないのか、いても目にとまることがない暮らしかたをしているのか。ホタルかごをさげている子どもをみかけなかつたから、ホタル狩りという遊びは、もうなくなつたのか。虫かごさえもみかけない。子どもの暮らしから虫も縁遠くなつた。

私のころは、ホタル狩り、虫とり、トンボつりなど、五感をフルに使って遊ぶのが、故郷の思い出だ。

遊びもあつた。いまごろの季節には、近所の子どもが集まってまじめな顔をしてコックリさんと呼んだ。初秋は、子どもの世界に、なにか神秘的な幻想がただよつたものであつた。

窓の下で鳴いたのはキリギリスだつたから、太宰治の傑作『きりぎりす』を読みかえして、あらためてひんやりしたことである。

きりぎりす自在をのぼる夜寒哉

燕村

(小野寺俊一)
(道新朝の食卓)

◆記念式典実行委員特報◆

委員長 森口松太郎

行政書士法制定十五周年を記念する

記念式典は来る十月十三日挙行と決定

全会員相会する好機です
多数の出席を希望します

北海道労働会館にて9月9日第二回記念式典実行委員会を開き、次の通り決定した。

- 1、日時 昭和40年10月13日 午前10時
- 2、会場 北海道自治会館(札幌市北四・西六)
- 3、行事 記念大会(午前)

記念式並びに表彰式(午後)
祝賀パーティー(式の終了後)

なお、担当係等詳細の準備打合せのため近く第二回実行委員会を開く予定。